

令和6年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務
仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務

2 事業目的

本県は、島しょ地域という地理的要因等から資源循環コストが高く、リサイクル体制が脆弱なため、一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べ低くなっている。

本事業は、離島市町村を含めた県全域でリサイクルを推進するため、資源循環コストを低減した効率的なリサイクル体制を整備し、島しょ地域に適した資源循環社会の構築を目指す。そのため3分野（①プラスチック、②バイオマス（食品、木等）、③プラスチックを除く容器包装）のリサイクル手法、体制について調査・検討し、必要となる技術支援等を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月18日まで

4 対象地域

本県全域（本県全市町村及び一部事務組合を対象とする。）

5 事業概要

事業期間の令和4年度から令和8年度の間、県内市町村の廃棄物処理に係る現状調査、課題の抽出、リサイクル手法・体制の検討、リサイクル体制の整備に向けたモデル事業（以下「資源循環モデル事業」という。）の実施及び検証を行う。これらの結果を踏まえ、必要な技術支援等を行い、県内における資源循環体制の構築を目指す。

令和4年度は、県内の現状調査（廃棄物処理状況、対象廃棄物※の賦存量、市町村へのアンケート等）を実施し、その結果を整理した。また、島しょ型資源循環社会構築検討委員会において県内におけるリサイクル手法・体制について検討し、沖縄県に適したリサイクル体制の提言※を行った。

※対象廃棄物：プラスチック、バイオマス、プラスチックを除く容器包装
（原則、一般廃棄物を対象とする。）

※提言については、別添参照

令和5年度は、令和4年度に整理した情報等を活用し、島しょ型資源循環社会構築検討委員会からの提言を踏まえ、リサイクル体制の整備に向けた資源循環モデル事業を検討した。モデル事業の検討にあたっては、複数の事業案を作成した上で、資源循環モデル事業検討委員会において、事業の有効性等の評価し、その結果を踏まえ、令和6年度に実施するモデル事業を選定した。

令和6年度は、令和5年度に選定したモデル事業の実証試験を実施する。また、検討委員会を設置し、モデル事業の実施に係る情報共有、効果検証等を行うとともに、令和5年度の結果において、調整等が必要となっているモデル事業案について、引き続き、検討する。

6 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。なお、業務の実施にあたり、受託者による新たな提案は、これを妨げない。

(1) 資源循環モデル事業の実証試験

ア プラスチック製容器包装の分別収集・ベール化等モデル事業（伊是名村）

実証試験計画の作成、実証試験に必要な機器及び装置（以下「実証機器等」という。）の設置、実証試験の実施及び結果の報告を行う。
詳細については、資料1を参照すること。

イ 生ごみ、剪定枝、し尿等の島内リサイクルモデル事業（多良間村）

実証試験計画の作成、実証機器等の設置、実証試験の実施及び結果の報告を行う。
詳細については、資料2を参照すること。

※受託者が実証機器等を設置し、実証試験を実施する。

※実証機器等の賃借料及び設置費用（輸送費を含む）、燃料費、水道料、電気代等の光熱費については、受託者が負担する。

※受託者は実証機器等の設置にあたり、実証機器等の設置方法や確保の方法、実証試験終了後の実証機器の取り扱いに関して県環境整備課と十分に協議のうえ決定すること。

(2) 資源循環モデル事業案の検討

令和5年度に作成した資源循環モデル事業案のうち、事業の実施に向けた調整事項等があり、事業採算性の検討まで至っていない4つのモデル事業案について、引き続き、モデル事業の実施に向けた検討を行う。

(3) 検討委員会の設置及び運営

以下のとおり検討委員会の設置及び運営に関する事務を行う。なお、本業務の委託費には、検討委員会の設置及び運営に関する費用一切を含むものとする。

ア 検討委員会の設置

「資源循環モデル事業検討委員会（仮称）」を設置する。

検討委員会は、対象廃棄物のリサイクル手法や本県の廃棄物処理体制に精通する有識者4名以上とその関係者で構成する。

なお、有識者の選定にあたっては令和5年度に選定した委員を優先すること。

イ 検討委員会の運営

検討委員会を3回以上、開催することとし、運営に関する事務の全てを行う。

運営の内容は、開催日程調整、委員への連絡、資料の作成、現地視察、司会進行、議事録作成、委員会意見への対応方針の検討、報告書の取りまとめ、経費の支出、管理等、運営に関する一切とする。

スケジュール案

（5月末）資源循環モデル事業検討委員会（仮称）の設置

1回目（7月頃）事業目的、業務内容及び実施方針、スケジュール及び実証試験計画案の説明等

2回目（10月頃）実証試験の進捗状況報告等

3回目（2月頃）実証試験の結果報告、次年度以降の計画等

7 成果品

(1) 委託業務報告書

本業務終了時、本業務の内容を取りまとめた成果報告書を提出する。

- ① 成果報告書（冊子） 8部
- ② 成果報告書（概要版） 8部
- ③ 作業手順書（冊子） 8部
- ④ 成果報告書の電子ファイル 2式

※電子ファイルは、Adobe PDF、Microsoft Word 又は Microsoft Excel の形式で記録されたもので、記録メディアはCD-R 又は DVD-R とする。

8 業務実施計画書の提出

契約締結日から14日以内に委託業務実施計画書を沖縄県に提出すること。
計画を変更する場合も同様とする。

9 著作権等の取扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権」という。）は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
なお、成果品は、全て公表対象であることを想定し手続きを行うこと。

10 再委託の制限等

本業務のうち、業務全体の管理運営、関係機関との総合調整、確認検査等、統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として、再委託することができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に再委託はできない。

再委託することのできる業務範囲は、複写、印刷、製本等の簡易な業務に限る。

11 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県の指示に応じて適切に取り扱うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の適正かつ円滑な実施に向けて、沖縄県と適宜業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、1ヶ月に1回程度、業務の進捗状況報告を行う。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項や記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議し、その指示に従うこと。

プラスチック性容器包装の分別収集・ベール化等モデル事業の実証試験について

1 実施内容

実証試験計画の作成、実証試験に必要な機器及び装置の設置、実証試験の実施及び結果の報告を行う。

2 対象自治体

伊是名村

3 導入する圧縮梱包機の条件

以下に示す基本的な条件を踏まえ、県及び伊是名村と調整の上、導入する圧縮梱包機を決定する。

(1) 設置基数

1基

(2) 対象品目

プラスチック性容器包装等

(3) 処理能力

令和5年度に実施したプラスチック性容器包装に係る分別収集の試行及び事業採算性の検討結果を踏まえ設定する。

(4) ベールの性状、寸法、重量、結束材等

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の設定した品質ガイドライン（最新版）に適合することを基本とする。

4 実証試験の検証等

伊是名村でプラスチック性容器包装の分別収集・ベール化等を実施するにあたり、最適な条件等を決定するため実証試験を実施し、以下の検証、整理等を行う。

①圧縮梱包機の設置方法

②分別収集方法

③分別収集物の適合割合（展開検査）

④住民の協力率

⑤ベール化可能量（kg/日）

⑥ベールの品質

⑦運転管理（立上げ、投入、圧縮、結束、ベール保管、立下げ等）

⑧設置レイアウト（効率的な作業ができる配置）

⑨日常・定期点検

⑩環境影響（騒音・振動・悪臭・粉じん等）

⑪効率的な作業方法

⑫リサイクル方法

⑬費用面を含むリサイクル効果についての比較・分析

⑭実施面での課題・別地域で展開する場合の課題の整理

⑮上記①～⑭を踏まえた作業手順書の作成

生ごみ、剪定枝、し尿等の島内リサイクルモデル事業の実証試験について

1 実施内容

実証試験計画の作成、実証試験に必要な機器及び装置の設置、実証試験の実施及び結果の報告を行う。

2 対象自治体

多良間村

3 導入するバイオガス発電設備の条件

以下に示す基本的な条件を踏まえ、県及び多良間村と調整の上、導入するバイオガス発電設備を決定する。

(1) 設置基数

1基

(2) 対象品目

生ごみ、剪定枝、し尿等

(3) 処理能力

令和5年度に実施した生ごみに係る分別収集の試行及び事業採算性の検討結果を踏まえ設定する。

(4) 装置

発酵槽、ガスホルダー、発電機等のバイオガス発電に必要な装置一式を基本とする。

4 実証試験の検証等

多良間村で生ごみ、剪定枝、し尿等のリサイクルを実施するにあたり、最適な条件等を決定するため実証試験を実施し、以下の検証、整理等を行う。

①バイオガス発電設備の設置方法

②分別収集方法

③分別収集物の適合割合（展開検査）

④住民の協力率

⑤投入可能量（kg/日）

⑥発電量（kwh）

⑦対象品目の適切な投入割合

⑧運転管理（立上げ、投入、残渣の排出、立下げ等）

⑨設置レイアウト（効率的な作業ができる配置）

⑩日常・定期点検

⑪環境影響（騒音・振動・悪臭・粉じん等）

⑫効率的な作業方法

⑬リサイクル方法

⑭費用面を含むリサイクル効果についての比較・分析

⑮実施面での課題・別地域で展開する場合の課題の整理

⑯上記①～⑮を踏まえた作業手順書の作成